

「証券仲介業制度の創設に伴う本協会諸規則の適用について」に対する
パブリック・コメント及び本協会の考え方について

平成 16 年 3 月 17 日
日本証券業協会

本協会では、証券仲介業制度の創設に伴う本協会諸規則の適用について本年 2 月 6 日から 2 月 20 日までの間、パブリック・コメントの募集を行いました。

この間に寄せられたコメントは 15 件であり、その概要及びそれに対する本協会の考え方は次のとおりです。

1. 証券仲介業者の資格要件について

- ・個人の証券仲介業者については、「内部管理責任者」「営業責任者」若しくはこれに準ずる資格の取得を義務付けることとしてはどうか。また、一種外務員資格取得後○年以内というように期限を設けることとしてはどうか(あまりに昔に取得した資格は認めるべきでない)。

(考え方)

証券仲介業者の業務について所属協会員の内部管理責任者が監督することでコンプライアンスを確保するため、個人の証券仲介業者自身に「内部管理責任者」「営業責任者」の資格を義務付ける必要はないと考えます。ただし、コンプライアンス意識の向上を図るため、営業・内部管理責任者資格試験の受験は可能といたします。また、外務員資格取得後 2 年超経過した者については、原則として業務の開始後に外務員の資格更新研修の受講・修了を義務付けています。

- ・一般に、投資家は外務員がどのような資格を有しているかは知らず、全ての商品に対する知識を有している、と考えているものである。従って、証券仲介業者に対してもあらゆる相談が持ちかけられることが考えられ、証券仲介業者は、行きがかり上それに対して答えてしまう可能性が非常に高い。従って、個人の証券仲介業者及びその外務員は 1 種外務員資格を有するものに限定すべきではないか。
- ・個人の証券仲介業者についてはその家族等に業務の仲介を依頼するケースが危惧されることから、証券仲介業者の外務員に係る禁止行為に「協会の外務員の資格、登録に関する規則」の第 5 条の「資格外の外務行為の禁止」の条項を付け加え注意を喚起すべきではないか。

(考え方)

同様の事例は証券会社の外務員にも想定され、証券仲介業者の外務員だけにそのような限定をすることは過剰だと考えます。証券仲介業者の外務員が資格外の外務行為

（二種資格の者が一種資格の商品を扱う）を行うことがないように、禁止規定を設けることとします。

2．個人の証券仲介業者に対する研修について

- ・個人の証券仲介業者に対する研修については、5年ごとの資格更新研修では、あまりにもサイクルが長すぎるのではないか。証券会社に所属する外務員と違い、情報の伝達速度が異なるため、ルールに対する牽制の意味から最低年1回の資格更新研修を行うべきではないか。

（考え方）

資格更新研修は外務員資格制度に基づき行われるものであり、会員の外務員と同様に扱うことが適当と考えます。また、協会員は証券仲介業者の役職員に証取法関係規則を遵守するよう指導、監督しなければならないこととしており、協会員が各種研修を行うこととなります。

3．証券仲介業者の外務員に係る禁止行為について

- ・証券仲介業者の外務員に係る禁止行為に、「地場出し・地場受け」を加えてはどうか。

（考え方）

証券仲介業者は、証券取引の媒介等の限定された業務のみを行うこと、顧客からの金銭・有価証券の預託が法律で禁止されていることを考慮すると、外務員自身の「地場出し・地場受け」については証券仲介業者にとって過剰な規制であると考えます。ただし、証券仲介業者が顧客の注文を所属協会員以外の協会員に出すことは証取法で禁止されているので、証券仲介業者の外務員についても禁止することとします。

- ・証券仲介業者の外務員に係る禁止行為として ～ の例示が行われているが、その他の不適切行為などを規定しないのはなぜか。「公慣規8号第9条第3項に掲げる事項」と書けば良いのではないのか。

（考え方）

証券仲介業者の業務範囲に照らして必要な禁止行為を規定しています。例えば、空売りに係る禁止行為については、証券仲介業者が注文を受注することはないことからその業務範囲からみて不要であると考えます。

- ・自己の計算による信用取引、先物取引等の禁止について、規制の趣旨は投機的な売買はさせるべきではないということだと思われるが、信用取引、先物取引の全てが投機的取引といえるのかどうかについては若干の疑問が残る。「自己の計算による信用取引、先物取引等を利用した投機的な売買」を禁止する旨規定するのがもっとも適切ではないか。

(考え方)

投機的な売買であるか、ないかを客観的に判断する基準がないことから、そのような規定を設けることは難しいと考えます。

4．外務員の処分手続き等について

- ・外務員の処分等について、事故報告と事故顛末報告は所属協会員がこれを行い、外務員に対する処分については証券仲介業者が聴聞など実務的手続きに当る、というのは、整合性が取れないのではないかと。

(考え方)

事故報告及び事故顛末報告は本協会の規則に基づき徴求するので、所属協会員に義務付けます(行政への事故報告等も同様になっています)。一方、聴聞手続きは金融庁から委任を受けた行政処分に係るものであり、証券仲介業者に対して直接行う必要があります(必要に応じ協会員にも同席を求めることとします)。

5．個人証券仲介業者の処分について

- ・外務員の行政処分について、「(個人の証券仲介業者は除く)」とあるが、それでは、個人の証券仲介業者の場合はどうなるのか。

(考え方)

個人の証券仲介業者については証券取引法第66条の18に基づき証券仲介業者として行政が処分を行うこととなります。個人の証券仲介業者は外務員資格が必要となりますので、資格の取消し、停止処分は本協会が行うこととなります。

6．所属協会員の指導・監督責任について

- ・所属協会員の「指導、監督」について、証券仲介業者がルール違反をした場合に所属協会員の責任問題はどうか。その場合、証券仲介業者と所属協会員との責任分担はどのように判定されるのか。

(考え方)

協会員は証券仲介業者の業務について指導・監督責任を負っています。証券仲介業者に対する指導、監督の状況が適切であれば、単に証券仲介業者がルール違反をしたことをもって、協会員が本協会の規則違反としてその責任を負うものではないと考えます。

7．顧客カードの取扱いについて

- ・証券仲介業者が「顧客カード」など法定帳簿を閲覧できる環境を要する、と協会規則に明示すべきではないか。

（考え方）

適合性遵守の観点から、証券仲介業者が協会の作成する「顧客カード」を活用する等により適切な投資勧誘を行うための態勢整備について協会規則で規定します。

8．複数の協会員が委託する個人の証券仲介業者について

- ・複数の協会員が委託する場合について、個人の証券仲介業者が処分された際、所属協会の顧客対応ルールはどうするのか。

（考え方）

証券仲介業者と所属協会の間の委託契約等の中で各社が定めるべき事項であると考えます。

- ・複数の協会員が委託する場合について、個人の証券仲介業者に対する研修・指導等は「代表所属協会員」が責任を負うのか。

（考え方）

委託している業務の範囲内で、それぞれの所属協会員が研修、指導等を行うことになります。ただし、本協会の資格更新研修の受講は代表の会員を通じて受講を申し込むこととします。

- ・複数の所属協会員が委託する場合について、個人の証券仲介業者に対し検査を行う際、代表所属協会員が実施するのか。

（考え方）

検査を行うことができる者は、代表所属協会員に限定されず、それぞれの所属協会員が委託業務の範囲に応じ検査を行うことができます。

- ・複数の協会員が委託する場合について、個人の証券仲介業者が「代表所属協会員」を変更する事は可能か。

（考え方）

当事者間の協議により、「代表所属協会員」の変更を行うことは可能です。

以　上